独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第4期中期目標(案)

第4期中期目標(案) 【参考】第3期中期目標

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構中期目標(第4期)

平成30年 月 日付厚生労働省発職雇 第 号指示

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

平成30年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

少子高齢化による生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展による産業構造と就業構造の急激な変化など、近年、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中、厚生労働省は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備や、働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資といった課題に対応していく必要がある。

機構は、高齢者の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、離職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、

高齢・障害・求職者雇用支援機構中期目標(第3期)

平成25年3月1日付厚生労働省発職高0301第1号指示変更:平成26年3月3日付厚生労働省発職高0303第1号指示変更:平成27年11月9日付厚生労働省発職雇1109第1号指示

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

平成25年3月1日

厚生労働大臣 田村 憲久

我が国は、将来も一層の少子化・高齢化の進行によって、本格的な人口減少社会が到来する見通しである。このような中、労働力人口の減少等を克服し、経済社会の持続的な発展を可能とするためには、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲と能力を持つすべての人々が、生涯を通じ、その能力を蓄積しつつ、十分発揮し、仕事や地域への社会参加を行うことにより、充実感を得ることができ、人生の各段階に応じて仕事と生活の調和が図られ、かつ、公正で多様性に満ちた豊かな社会を実現することが重要となってくる。

また、一人一人の能力を高めることによって生産性を向上させていくことが不可欠であるとともに、雇用失業情勢が厳しい中、離職者に対する職業訓練の必要性が高まっており、離職者訓練の的確な実施が課題となっている。さらに、今後、

また、現在においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成 14 年法律第 165 号。以下「機構法」という。)に基づき、高齢者、障害者、求職者及びその他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与するという目的のもと、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人である。

このため、機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を 有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限 に活用して、我が国が直面する政策課題に対処することが求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとする。

- ① 少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援を充実する。
- ② 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者が増加していることを踏まえ、新たに障害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進める。
- ③ 第4次産業革命(IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等)の進展に伴い、 あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の 生産性や技能・技術の向上(以下「生産性向上等」という。)に向けた人材 育成支援を充実させ、生産現場等の「IT力」の強化に取り組む。

(別紙1) 政策体系図

(別紙2) 一定の事業等のまとまり

成長が見込まれる分野において、その担い手となる人材の育成が求められていることや、我が国の基幹産業であるものづくり産業においても、国際競争力の強化や技能承継等の観点から、企業における中核的な人材の育成・確保が課題となっていること、職業能力形成機会に乏しい非正規雇用の労働者が増加傾向にあり、雇用者全体の3分の1を超えていることなどから、職業訓練の重要性が高まっている。

このような状況に対応するための重要な課題として、高齢者や障害者の雇用の 促進、求職者等への職業訓練の実施が位置付けられるところであるが、これらに ついて当面5年程度の間に重点的に取り組むべき施策の方向性は以下のとおり である。

高齢者については、人口の高齢化が今後ますます進行する中、その能力を活かすための取組を早急に進めることが必要である。まずは、65歳までの雇用の確保を図ることが不可欠であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)に基づき、希望者全員を対象とする65歳までの高年齢者雇用確保措置の定着を図ることが必要である。また、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指すため、「70歳まで働ける企業」の普及・促進等を図ることが必要である。

障害者については、その就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、一人ひとりがいきいきとした職業生活を送ることができるようにするため、就労支援について質・量ともに一層の強化を図ることが必要である。まずは、障害者雇用率制度を柱として障害者の雇用水準の低い中小企業への支援の強化を重点としつつ障害者の雇用機会を拡大するとともに、一人ひとりの希望に応じた働き方を実現するため、多様な就業形態を選択できるような環境整備を行うことが必要である。また、精神障害や発達障害等障害の特性に応じた支援の充実、職業リハビリテーションの充実・強化、障害の態様や企業のニーズに対応した多様な職業能力開発機会の拡充等を行うことが必要である。さらに福祉・教育・医療から雇用への移行を一層促進するため、雇用・福祉・教育・医療の各分野の緊密な連携を進め、地域障害者職業センター(以下「地域センタ

第2章 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

一」という。)の高度な専門性とノウハウの蓄積を活かして、各分野の支援機関がそれぞれの機能に応じた役割分担の下で、各地域において、一貫した総合的な 支援等を行うことが必要である。

職業訓練については、厳しい雇用失業情勢が続く中、国に代わって、雇用のセーフティネットとして離職者に対する効果的な職業訓練を実施するとともに、学卒者や在職者についても職業訓練を実施し、産業の基盤を支える人材を育成するほか、雇用保険を受給できない求職者が安心して職業訓練を受講できるようにするなど、雇用のセーフティネットの機能の強化を図っていくことが必要である。また、非正規労働者に対しては、労働者のニーズに応じ、企業側のニーズも踏まえつつ、労働者が自ら選択したキャリアアップの道に応じた効果的な能力開発機会を確保していくことが必要である。

高齢者及び障害者の雇用対策並びに求職者等への職業訓練を実施していくに 当たっては、国や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」 という。)をはじめとした各主体のそれぞれの役割分担の下、適切に取り組むこ とが重要であることから、これについて以下のとおりとする。

高齢者の雇用対策については、国が高齢者の雇用機会の確保等に係る企画及び立案を行うとともに、全国的な体系の下での職業紹介の実施や、高年齢者雇用安定法に規定する高年齢者雇用確保措置に係る指導など、法律に基づく行政指導等を実施する。機構は、事業主による高齢者雇用の取組を支援するため、事業主等に対する給付金の支給や人事管理制度の見直しに当たっての専門的、実践的な相談・援助等の業務を行うとともに、労働者の高齢期における職業生活の設計を容易にするため、労働者に助言を行う業務等を実施する。

障害者の雇用対策については、国が障害者雇用納付金制度やそれに基づく助成金等の企画及び立案を行うとともに、全国的な体系の下での職業紹介、雇用率達成指導等障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく行政指導等を実施する。また、地方公共団体においては、国の施策とあいまって、地域の実情に応じて必要な施策を講ずる。機構は障害者雇用納付金制度に基づく納付金の徴収及び調整金、助成金等の支給の業務、事業主に対する障害者の雇用管理に関する専門的・実践的な相談・援助等の業務や、障害の種類等個々人の特

性を踏まえた専門的な職業リハビリテーション、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の業務等を実施する。

求職者等への職業訓練については、国が職業能力開発に係る企画及び立案を行い、機構は雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施や求職者支援制度に係る職業訓練の認定、学卒者や在職者に対して産業基盤を支える高度なものづくり分野における職業訓練を実施する。なお、可能なものはできるだけ地方自治体や民間に委ねていくとの視点に立って適切な役割分担を図る観点から、都道府県においては、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を企画立案・実施するとともに、民間教育訓練機関を活用し、成長が見込まれる介護、情報通信分野等の多様な分野における委託訓練を実施する。

このように、機構は、政府の施策の方向性の下、その設置目的を踏まえ、国が直接実施する施策とあいまって、地方公共団体、民間団体等関係機関とも十分な連携を図り、機構における業務の実施を通じて蓄積された専門的な知見を集中し、また、さらにその専門性を強化しつつ、以下の国の戦略目標の達成に資するべく、高齢者、障害者、求職者、事業主等に対する専門的な雇用支援を実施することとする。

[国の戦略目標]

- 1 高齢者雇用支援に係る戦略目標
 - ① (目標) 希望者全員の65歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業に おいて講じられるようにするとともに、高年齢者の雇用の場の拡 大に努める。

(指標) 平成32年までに60歳~64歳の就業率を63%

②(目標)生涯現役社会の実現に向けて、年齢にかかわりなく働ける企業の普及を図り、高齢者の雇用の場の拡大に努める。

(指標) 平成32年までに65歳~69歳の就業率を40%

- 2 障害者雇用支援に係る戦略目標
 - ① (目標) 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。

(指標) 50 人以上規模の企業で雇用される障害者数 46.6 万人 (平成 29 年)

②(目標)福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。

(指標) ハローワークにおける就職件数 (障害者) 37 万件 (平成 25~29 年度の累計)

③(目標)精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図る。 また、採用後に障害を有することとなった者についても、円滑な職 場復帰や雇用の安定のための施策を講じる。

(指標) 精神障害者総合雇用支援終了後の復職率 75%以上 (平成 29 年度)

- 3 職業訓練に係る戦略目標
 - ①(目標)離職者の的確な訓練受講を促進し、就職に資する訓練効果の高い職業訓練を実施する。

(指標) 施設内離職者訓練修了者の就職率 80%以上(各年度)

②(目標)産業の基盤を支える人材を育成するために、職業能力開発大学 校等においては、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術 を兼ね備えた実践技能者や、生産技術・生産管理部門のリーダー となる人材を養成する。

(指標) 学卒者訓練の修了者のうち就職希望者の就職率 90%以上

③(目標)産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、在職者に対し、事業主等のニーズ等に基づき、適切かつ効果的な職業訓練を実施する。

(指標) 受講者及び事業主に対するアンケート調査で職業能力の向上

に役立った旨の評価 80%以上

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号、以下「通則法」という。) 第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年 3月31日までの5年とする。

- 第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。
- 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

少子高齢化の進行により労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、事業主の自発的な動きが広がるよう、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年延長を行う事業主への支援の充実が重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談・援助等により、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援に重点的に取り組むこととする。

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給 高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、65歳を超えた継続雇用延長 や65歳以上への定年引上げ等についての事業主等の自発的な動きが広がる よう、給付金による支援を実施すること。
 - ① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報 給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を

- 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項通 則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項は、次のとおりとする。
 - 2 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に資する事業主等に対して給付金を支給することに関する事項
 - ① 高年齢者等の雇用の安定等を図るため、機構が実施する各種給付金 支給業務については、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営 を図ること。
 - ② 給付金の効果的活用を図るため、事業主等に対する積極的な周知・

実施するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。

② 効率的な給付金支給業務の運営

機構が実施する各種給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に 従い適正に実施するとともに、事務手続の合理化等を通じて効率的な運 営を図ること。

③ 適正な支給業務の実施

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、 職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図る こと。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、 不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 事業主等に対する給付金の説明会について、毎年度650回以上実施すること。
- 2 創設1年目の給付金を除く申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

(2) 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

高年齢者等の安定した雇用の確保のため、事業主等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業主等に対して必要な支援を効果的に実施すること。

また、生涯現役社会の実現に向け、高年齢者雇用の促進に関しての社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。

① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施

ア 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高 年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施 広報を図ること。

③ 高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

(2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項

高年齢者等の安定した雇用の確保、雇用管理改善等の実施、高年齢者等の多様な就業ニーズに応じた就業機会の確保を図るために、職業安定機関と連携しつつ、事業主等に対して必要な支援を実施すること。

① 高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助等の実施

「生涯現役社会の実現」に重点を置き、「希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入」、「70歳まで働ける企業の実現」等に資するため、高年齢者雇用アドバイザーを活用して、執行の効率化を図り

高年齢者雇用アドバイザーによる事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、65歳超雇用推進プランナーを新たに配置し、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案による提案型の相談・援助を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、65歳超雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、民間団体を活用し、効果的・効率的に取り組むこと。

イ 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによるサービスの質の向上

事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが活用するツールを開発するとともに、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーの相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。

ウ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを 容易にするための助言、援助

労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるよう、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等 少子高齢化が進行し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲の ある高年齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができ る生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを 広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気 運の醸成を図るための取組を実施すること。

ア 啓発広報活動等の実施

高年齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高年齢者

つつ、機構の蓄積する専門的知見を基に事業主等に対する高年齢者等の 雇用の技術的問題全般に関する相談・援助を行い、相談・援助を実施し た事業主等に対して追跡調査を実施し、70%以上の利用事業主等におい て、具体的な課題改善効果が見られるようにすること。

また、職業安定機関からの要請に基づく事業所に対する相談・助言を積極的に実施すること。

② 高年齢者雇用アドバイザーによる支援の質の向上

高年齢者等の安定した雇用の確保の促進を図るため、賃金、人事処 遇制度等高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践 的手法を開発し、高年齢者雇用アドバイザーが活用するためのツール を提供するとともに、高年齢者雇用アドバイザーの相談・援助スキル、 資質向上のための研修の充実を図ること。

③ 効果的な相談・援助の充実

①及び②に加え、人事労務管理や雇用環境整備に関する給付金の活用を組み合わせ、高年齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助の充実を図ること。

(3) 生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成に関する事項

生涯現役社会の実現を目指し、生涯現役でいることについての意義や 重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた国 民的な気運を醸成するための国民運動を推進すること。

① 啓発広報活動等の実施

高年齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者雇用を支援する月間を設け、高年齢者等の雇用に関するシンポジウム等の各種行事の開催、好事例の選定・表彰等を行うとともに、刊行誌の

雇用を支援する月間を設け、事業主等による高年齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、高年齢者等の雇用に関するシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、刊行誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動を積極的かつ効果的に展開すること。

イ 高年齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開 65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを推進するた め、65歳超雇用推進マニュアルの内容を更に充実させ、その周知・普 及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高年齢 者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活 用を促進すること。

【指標】

- 1 65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案について、30,000件以上を実施すること。
- 2 制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、40%以上の 事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるように すること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【重要度:高】

労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に盛り込まれた「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく」ことに直接寄与する業務であり、極めて重

発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等と の連携により啓発広報活動を効果的かつ積極的に展開すること。

- ② 高年齢者等の雇用に係る企業の好事例の効果的な活用 企業における高年齢者の雇用環境整備に係る取組を推進するため、 高年齢者等の雇用に係る企業の好事例の効果的な活用を促進すること。
- (4) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項

生涯現役社会の実現に向けて労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

要な業務であるため。

【難易度:高】

65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げについては、事業主にとっては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定める法定義務を超えた取組であることに加え、人件費の増加等を勘案した重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであり、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いため。

- 2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項
 - 一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが必要とされる中、特に、精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加している。

このため、新たに障害者を雇用する企業やより困難性の高い障害者への個別 対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相 互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進 めることとする。

- (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援
 - ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーションの実施 地域障害者職業センター(以下「地域センター」という。)については、 就労支援ニーズを的確に把握した上で、他の就労支援機関と連携しなが ら、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションを どの地域においても均等・公平に受けられるようにしつつ、他の機関で は支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者(精神障害者、発 達障害者及び高次脳機能障害者)に対する専門的支援を重点的に実施す

- 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項
- (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項

障害者職業センターにおける職業リハビリテーションについては、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施すること。そのために、各関係機関との連携を図るとともに、職業リハビリテーションの実施に係る目標を設定し、厳格な外部評価を実施すること。

- ・ 障害者職業総合センター(以下「総合センター」という。)については、職業リハビリテーションの中核的機関としての機能を最大限発揮すること。
- ・ 広域障害者職業センター(以下「広域センター」という。)については、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるとともに、地域センターについては、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、職業安定機関、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者、教育機関、医療機関等とのネットワークを構築し、連携の強化や各種情報の共有化を図り、職業リハビリテーションに係る人材の育成や関係機関に対する助言・援助に取り組むこと。
- ① 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施

ること。

また、精神障害者、発達障害者等のうち、特に困難性の高い課題を有する者の具体的な状況について整理するとともに、効果的な支援方法について検討を進めること。

② 障害者の雇用管理に関する支援の実施

地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、 事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに 応じて的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。

その他、民間企業における障害者雇用管理の経験者等の人材情報を登録し、事業主が抱える課題に応じて経験者等による実務的な助言・援助が受けられる体制を新たに整備すること。

【指標】

- 1 職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者 及び高次脳機能障害者の数を96,000人以上(毎年度19,200人以上)とす ること。
- 2 障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数を91,000所以上(毎年度 18,200所以上)とすること。
- 3 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能 障害者の就職率を67%以上とすること。
- 4 ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高 次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とするこ と。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【関連指標】

 職業準備支援の修了者の障害別就職率(目標水準:精神障害者66%、 発達障害者67%、高次脳機能障害者77%、身体障害者74%、知的障害者

ア 障害者の個々の特性に応じた専門的支援の実施

・ 地域センターについては、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限り的確に把握し、第3期中期目標期間中に延べ147,000 人以上の障害者に対し、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションサービスを実施すること。

各地域における就労支援機関の状況を踏まえ、どの地域において も、適切な職業リハビリテーションを均等・公平に受けられるよう にした上で、他の機関では支援が困難な障害者(精神障害者、発達 障害者、難病者等)に対する専門的支援を重点的に実施すること。 このため、職業リハビリテーションの対象となる障害者のうち、精 神障害者を49,000人以上、発達障害者を22,000人以上とすること。

なお、メンタルヘルス分野における医療機関との連携による精神 障害者に対するリワーク・再就職支援を行うとともに、ニート等の 自立支援機関や教育機関との連携による、発達障害を有する若者に 対する支援の充実に努めること。

・ 障害者の就労の可能性を高めるため、地域センターにおける職業 準備訓練、職業講習の実施により、第3期中期目標期間中において 80%以上の対象者が就職等に向かう次の段階(職業紹介、ジョブコーチ支援事業、職業訓練、職場実習等)に移行できるようにすること。

また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、第3期中期目標期間中においてその修了者の就職率が50%以上となることに資するため、その内容の充実を図ること。

・ さらに、発達障害者に対する支援の充実・強化を図るため、総合 センターが開発した「ワークシステム・サポートプログラム」に加 え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネット ワークの構築」に係るノウハウを有機的に組み合わせた「発達障害 者に対する体系的支援プログラム」を全国実施すること。 78%)

2 ジョブコーチ支援事業の終了者の障害別職場定着率(目標水準:精神 障害者81%、発達障害者90%、高次脳機能障害者89%、身体障害者85%、 知的障害者89%)

【重要度:高】

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが必要とされる中、特に精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加しており、これに応えることは政策課題において極めて重要であるため。

【難易度:高】

精神障害者等の個別性の高い支援を必要とする障害者への支援の一層の 重点化を図りつつ、それ以外の障害者についても他の就労支援機関と連携 しながら的確な支援を実施するとともに、新たに障害者を雇用する事業所 を含め支援実施事業所数の増加を目指し、かつ、就職率、職場定着率を高 い水準で維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意 工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。

- (2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門 的な人材の育成
 - ① 地域の関係機関に対する助言・援助等の実施 各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、

- ・ ジョブコーチ支援事業については、支援を必要とする障害者に着 実に支援を実施した上で、他の機関では支援が困難な障害者に対し て重点的に支援を実施し、第3期中期目標期間中において80%以上 の定着率を達成すること。
- ・ 精神障害者の新規雇入れ、復職及び雇用継続を促進するため、地域における支援ネットワークを構築して、主治医等関係者との密接な連携を図り、障害者に対する職業指導及び作業支援、事業主に対する雇用管理の助言・援助等を総合的に実施すること。

また、最近におけるうつ病等の精神障害による休職者の大幅な増加や休職と復職を繰り返す、休職期間が長期化するといった復職支援の困難な事案の割合の高まりに対応するため、総合センターが中心となって開発した最新の支援技法を導入した個別実践型リワークプログラムにより、多様な精神障害者を対象に個別状況に応じたより効果的な復職支援を行うこと。また、その支援終了者の75%以上が復職できるようにすること。

・ 広域センターについては、全国の広範な地域から職業的重度障害 者を受け入れるという本来の役割を十分に果たすよう、地域センタ ーと連携して対象者の把握・支援を行う等運営の改善を図ること。

イ 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。

ウ 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者、教育機関、医療機関、その他の関係機関がより効果的な職業リハ

教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うとともに、障害者職業総合センター(以下「総合センター」という。)との共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。

② 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。

企業のニーズに応じて企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整える必要があることから、特に職場適応援助者(ジョブコーチ)の研修体系を見直し、修了者に対し実践ノウハウを付与するサポート研修を新たに実施することにより、その質的向上を図るとともに、受講希望者が特に多い大都市圏における研修受講機会の拡充を図ること。

【指標】

- 1 職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合を51%以上とすること。
- 2 助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査において、80%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得ること。
- 3 職場適応援助者 (ジョブコーチ) 養成研修及び同スキル向上研修の受 講者数を3,000人以上 (毎年度600人以上) とすること。
- 4 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受 講者の所属長に対する追跡調査において、80%以上から「障害者の職場

ビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うとともに、総合センターとの共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。

エ 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。

定着に寄与した」旨の評価を得ること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【重要度:高】

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが必要とされる中、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることが望まれるところであり、そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や支援ノウハウが十分でない就労移行支援事業所等に対する助言・援助等を推進していくことは極めて重要であるため。

- (3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進
 - ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施 職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテ ーションに関する調査・研究を実施すること。
 - ② 職業リハビリテーションに係る技法等の開発 福祉、教育、医療から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象 者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発 を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。
 - ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用

事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、さらなる活用を図ること。

② 職業リハビリテーションに係る調査・研究及び新たな技法の開発の実施とその普及・活用の推進

総合センターにおいて、福祉、教育、医療から雇用への流れを踏まえ、 障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな職業リハビリテーション技術や支援ツールの開発を行い、その成果の機構内外への普及 を積極的に行うとともに、成果の具体的な活用状況を把握し、それを関係機関で共有化し、さらなる活用を図ること。

ア 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施

職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。

また、各研究テーマについて、研究の質を評価することが可能な指標を設定すること。

イ 職業リハビリテーションに係る技法の開発

福祉、教育、医療から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対

【指標】

- 1 外部の研究評価委員による各研究テーマの評価の平均点について5点以上を得ること。〔採点方法:研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている=2点、やや優れている=1点、やや劣っている=0点、劣っている=0点で評価〕
- 2 外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を25本以上とすること。
- 3 職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、30件以上(毎年度6件以上)作成すること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【難易度:高】

これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。

象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法の開発を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。

ウ 研究・開発成果の積極的な普及・活用

事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、さらなる活用を図ること。

3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

(3) 納付金関係業務等の実施に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業 障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、機 構においてより厳正な審査及び効率的な手続等を行うことはもとより、 事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進 を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施 すること。

また、障害者雇用率は、平成30年4月1日より0.2%、平成30年4月1日から3年を経過する日より前にさらに0.1%引き上げられるが、障害者雇用納付金徴収業務については、第3期中期目標期間における目標(収納率99%以上)と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率の維持を目指すこと。

【指標】

- 1 障害者雇用納付金に係る事業主説明会を毎年度480回以上実施すること。
- 2 障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【難易度:高】

障害者雇用率について平成30年4月1日より0.2%、平成30年4月1日から3年を経過する日より前にさらに0.1%の引上げが予定されており、納付対象事業主及び納付額の増加が見込まれるため、納付金の納付が困難となったり、納付について理解を示さない事業主が増えることも想定されることから、現行の収納率99%以上を維持することはチャレンジングな目標であるため。

また、障害者の雇用に関する実践的手法の開発、講習の事業、啓発の 事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組を支援 し、障害者の雇用促進を図ること。

なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査や就労支援機器の貸出しなどの業務については、サービスの質の維持や不正受給の防止に努めつつ、業務を効率的かつ効果的に実施すること。

- ① 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就 業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業 務の適切な実施
 - ア 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅 就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給につい ては、機構においてより厳正な審査及び効率的な手続き等を行うこ とはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知 徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事 業主説明会を幅広く実施すること。

また、平成27年4月から障害者雇用納付金制度の適用対象企業が拡大(200人超企業→100人超企業)することを踏まえ、地域の経済団体、業界団体等に対する協力要請や新たに対象となる中小企業への個別訪問等による周知・啓発を実施するなどにより、中小企業等における制度の理解の促進に努めること。また、障害者雇用納付金徴収業務については、現行の収納率目標(99%以上)の水準を目指すとともに、それに向けた適正な制度運営を行うこと。

イ 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、 常用雇用労働者数が200人を超える事業主については99%以上の収 納率を維持するとともに、平成27年4月から新たに適用対象となる 常用雇用労働者数が100人を超え200人以下の事業主については、中 期目標期間終了時までに、同様の収納率を目指すこと。

- (2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等
 - ① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。
 - ② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、 適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、 不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間を30日以内(新規助成金は3年度目以降から対象)とすること。
- 2 助成金の周知に係る事業主説明会を毎年度700回以上実施すること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

- (3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会 (アビリンピック)等
 - ① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者 の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格 認定講習を実施すること。

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就 労支援機器の普及・啓発を図ること。

事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援 月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇

- ② 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務の適切な実施
 - ア 障害者雇用に関する事業主等への助成金支給については、障害者 雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備 を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、 申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とするこ と、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対 して助言・援助を行うこと、など事業主等に対するサービスの向上 を図ること。
 - イ 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

- ③ 障害者の雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、 啓発等の事業の効果的な実施
- ア 各種講習、相談・援助等の実施

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、 障害者雇用に関する専門的な知識と経験を有する者を活用して、特 に困難な課題を抱える事業主に対する障害者の職域拡大や雇用管理 等に関する相談・援助を効果的に実施すること。 用に関する様々な啓発活動を展開すること。

② 障害者技能競技大会(アビリンピック)

障害者技能競技大会(以下「アビリンピック」という。)については、 産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた 競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による 技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の 実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職 業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に 対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

【指標】

1 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を 28,000 人以上(毎年

イ 実践的手法の開発・提供

障害者の雇用・就業分野の拡大、雇用の促進及び継続を図るため、 職域拡大、キャリアアップ、職務再設計及び職場環境の改善の雇用 管理に関する実践的手法を開発し、事業主が利用しやすい報告書、 マニュアル等の成果物を提供すること。

中小企業における障害者雇用や精神障害者雇用等事業主のニーズ を踏まえた障害者雇用事例等の情報収集と事業主等への効果的な 提供を実施すること。

ウ 就労支援機器の普及・啓発

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

エ 啓発事業の実施

事業主や国民一般に対して障害者雇用の機運を醸成するため雇用 支援月間を設け、また障害者の職業的自立を支援するため、障害者 雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。

④ 障害者の技能に関する競技大会の開催に関する事項

産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

このため、大会来場者にアンケート調査を実施し、障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価を90%以上の来場者から得られるようにすること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

度 5,600 人以上) とすること。

2 アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

4 職業能力開発業務に関する事項

少子高齢化の進展に伴う企業等の人手不足が深刻化するとともに、第4次産業革命(IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等)の進展による技術革新に伴いビジネスモデルが大きく変化している中で、中小企業等が事業展開を図るためには、中小企業等が持つ技術力などの強みを活かしつつ、技術革新に対応できる労働者を確保、育成していくことが重要になっている。

こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。また、一億総活躍社会の実現に向けて、女性、若者等に対し積極的にものづくり分野における職業能力開発の機会を提供することとする。

(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

4 職業能力開発業務に関する事項

- (1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び 運営の実施等に関する事項
 - ① 効果的な職業訓練の実施について
 - ア 職業能力開発の実施に当たっては、労使や地域における関係者の 職業訓練に対するニーズを踏まえた、効果的・効率的な職業訓練の 実施が可能となるよう、機構本部に設置した労使等の参画による運 営委員会や都道府県ごとに設置した都道府県、都道府県労働局、事 業主や労働者の代表、教育機関等の参画による地域の協議会を開催 し、関係機関等と十分に連携を図ること。
 - イ 企業等のニーズに応えた訓練コースの設定から実施、評価、改善に至るPDCAサイクルによる効果的な訓練を実施する。また、就職率等の訓練成果の客観的な評価・分析を踏まえた訓練コースの見直しを行い、訓練の質や効果的な訓練の実施を担保するとともに、機構の実施する訓練の有効性を企業や求職者等に広く周知すること。
 - ウ 地域ニーズも踏まえ、成長が見込まれる分野(環境・エネルギー 分野等)に関連したものづくり分野の訓練コースの開発に取り組む こと。
- ② 離職者を対象とする職業訓練の実施について

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢 に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練を実施し、再就 雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野の IoT 技術等第4 次産業革命の進展に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① ものづくり分野における質の高い IT 人材等を育成するため、IoT 技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施すること。また、職業訓練カリキュラムについては、技術の進展に速やかに対応できるよう、随時、開発、見直しを行うこと。
- ② 訓練開始時から積極的に相談支援、キャリアコンサルティングを行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ ものづくり分野での女性の就業を促進するため、女性の受講率を高めるための取組を行うこと。特に、育児をしながら働くことを希望する女性や子育てから仕事への復帰を目指す女性等が受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。
- ④ 非正規雇用労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる訓練や日本版デュアルシステムを実施すること。

【指標】

- 1 ものづくり分野の IoT 技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者 訓練コースの受講者数を、3,760人以上とすること。
- 2 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、80%以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【重要度:高】

職に結び付けるものとすること。

- ア 訓練開始時から積極的に就職支援を行うこととし、訓練修了者の 就職率を各年度とも80%以上とするとともに、就職者のうち常用労 働者として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- イ 主にものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないものに限定して実施すること。その際、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施すること。また、PDCAサイクルによる効果的な訓練の実施と訓練コース及び訓練定員の見直しを行うとともに、公共職業安定所との連携を図り、定員充足率の向上に取り組むこと。
- ウ 非正規労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」 となる訓練や日本版デュアルシステムを実施すること。

③ 高度技能者の養成のための職業訓練について

産業の基盤を支える人材を育成するために、職業能力開発大学校等の専門課程においては、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を養成し、また、応用課程においては、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を養成するものとすること。

- ア 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を各 年度とも95%以上とすること。
- イ 職業能力開発大学校等について、産業構造の変化や技術革新等に 対応した訓練コースの見直しを進め、効果的な人材養成に取り組む とともに、共同研究等を通じた産学連携や他大学等関係機関との連 携強化を図る等、広くより地域に開かれたものとすること。
- ウ 地方公共団体との役割分担を一層明確化し、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、さらに、ニーズや定員の充足率、就職率を見極めた上で、今後の経済社会を担

全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために 必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担 保するという重要な役割を担っているため。

【難易度:高】

第4次産業革命の進展に対応したものづくり分野の IoT 技術等に対応するための離職者訓練コースの実施に当たっては、技術革新が進む中で、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で必要な技能・技術を身につけることができるように、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等が必要になることに加え、受講者数を平成28年度実績の2倍以上とするチャレンジングな指標を設定しているため。

(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材(高度実践技能者)を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 職業能力開発大学校等について、第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直しを進め、質の高い人材養成に取り組むこと。特に、ロボット技術(IoT やビッグデータ等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するため、同人材を養成するための訓練コースを開発、実施すること。
- ② 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ 共同研究を通じた産学連携や他大学等関係機関との連携強化を推進する等、地域により広く開かれたものとすること。

う高度なものづくり人材を育成するため、主として若年者を対象と した高度職業訓練に特化・重点化するとともに、入校生の確保を図 り、定員充足率の向上に取り組むこと。

④ 在職者を対象とする職業訓練の実施について

産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、 在職者に対し、事業主のニーズ等に基づき、適切かつ効果的な職業 訓練を実施すること。

ア 受講者に対してアンケート調査を実施し、90%以上の者から職業 能力の向上に役立った旨の評価が得られるようにすること。また、 事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業 主についてもアンケート調査を実施し、90%以上の者から受講者に 職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、当該調査で得られた 意見をより的確に把握できるようにするとともに、当該調査結果 を分析して業務の質の向上に反映できるようにすること。

- イ 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力について職場での適用状況の確認・評価を実施すること。
- ウ 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものに限定して実施すること。

また、中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求めること。

⑤ 事業主等との連携・支援について

事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハ

【指標】

- 1 全ての職業能力開発大学校(10 校)において、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースを開発、実施すること。
- 2 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方 公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携 し、生産性向上等に取り組む事業所を支援すること。

また、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等で働く者に対する「IT力」の強化等に取り組む。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 我が国の基幹産業であり、国際競争力を有するものづくり分野においては、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術革新にも対応したスキルが求められていることを踏まえ、IoT 技術等に対応した在職者訓練コースを開発すること。
- ② 事業主のニーズ等に基づき、中小企業等において中核的な役割を果たしている人材を対象に、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる高度な職業訓練(在職者訓練)を実施すること。
- ③ 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認・評価を実施すること。
- ④ 中小企業等の幅広い職務階層の人材を対象に、民間機関等を活用して、 企業の生産性向上に必要な生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、 組織マネジメント等に関する知識等を習得させる「生産性向上支援訓練」

ウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施で きるよう、連携・支援を行うこと。その際、適切な費用負担を求める こと。

また、成長が見込まれる分野(環境・エネルギー分野等)で事業展開を進める事業主等に対し、人材育成に関する支援を実施すること。

⑥ 職業訓練指導員の養成について

職業訓練指導員については、職業能力開発に関するニーズに的確に 対応するため、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディ ネート、キャリア・コンサルティング、就職支援など、公共だけでは なく民間においても対応できる幅広い能力を有する人材を養成するこ と。

また、職業訓練指導員の養成については、ハイレベル訓練(仮称) の創設(平成26年度)、及び現職の職業訓練指導員を対象としたスキ ルアップ訓練の段階的な拡充を行うこと。

⑦ 訓練コースの開発、民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質の向上等について

政策的必要性の高い分野を中心に、非正規労働者の特性、産業構造の変化や技術革新等に対応した訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、地方公共団体等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。

さらに、訓練コースの開発に際しては、企業や教育機関等とも連携 したコンソーシアム方式を活用するなど、地域の訓練資源の活用、地 域ニーズに応じた訓練コースの開発・普及に取り組むこと。

また、民間教育訓練機関における人材のスキルアップのための取組 等を検討し、民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上 を実施すること。

- ⑤ 中小企業等における生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーを 習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用し て、同訓練を実施し、その普及を図ること。
- ⑥ 事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その 求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・ 情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよ う、連携・支援を行うこと。

【指標】

- 1 IoT 技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数を、30 万人以上とすること。
- 2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。
- 3 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組ん だ事業所数を、15万事業所以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【重要度:高】

「働き方改革実行計画」や「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)を踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成の支援のため、中小企業等に対する相談支援機能の強化のほか、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術の進展に対応した在職者向け訓練の充実や生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーの習得のための取組など、「IT 力」の強化等に向けた取組は重要であるため。

【難易度:高】

在職者訓練については、第4次産業革命の進展により日進月歩で発展す

させるための支援を実施すること。

⑧ 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進について

国、国際協力機構(JICA)等の委託又は依頼を受けて、開発途 上国における人材養成や国内における研修生の受入れ等を積極的・効 率的・効果的に推進すること。

⑨ 公共職業能力開発施設について

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)を踏まえ、厚生労働省の方針のもと、以下の取組を適切に行うこと。

- ア 職業能力開発促進センター及び職業能力開発大学校・短期大学校 (以下「ポリテクセンター等」という。)については、受入条件が 整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現 行の譲渡条件の期限(平成26年3月31日)までの間、都道府県との 移管協議を主体的かつ積極的に進めること。
- イ 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至 らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の 集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等 を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるこ と。
- ウ ポリテクセンター等については、現状において、同一都道府県内 に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについて は、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合 を含めて検討すること。
- エ ポリテクセンター等については、厳しい雇用失業情勢に配慮しつ つ、都道府県とも連携して、地域において必要な訓練の質と量を確 保すること。
- オ 上記各施設の在り方等の見直しに当たっては、施設ごとのセグメ

る技術革新や求められるスキル(「IT 力」等)の高度化に対応した訓練カリキュラムを開発する必要がある中で、第3期中期目標期間の実績を上回る水準を設定しているため。また、平成29年度から新たに取り組んでいる生産性向上人材育成支援センターに係る目標については、これまで機構が実施してきたものづくり分野以外の訓練カリキュラムの開発や、ものづくり分野以外の事業所の新たな開拓、働きかけが必要であることに加え、生産性向上等に取り組んだ事業所数を指標として設定するなど、チャレンジングな目標を設定しているため。

- (4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際連携・協力の推進等 全国の職業能力開発施設において、質の高い職業訓練指導員を安定的に 確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、 能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際連携・ 協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。
 - ① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。
 - ② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会や ODA (政府開発援助)事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。
 - ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導 員の活用に努めること。
 - ④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。
 - ⑤ 国、関係機関(JICA)等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの

ント情報や業務実績を十分に踏まえ、具体的な業務運営の達成目標 を定めた上で、その業務量に応じた適切な人員やコストとなってい るかを検討し、必要な措置を講ずること。

カ 上記各施設の運営の在り方については、厚生労働省とも連携をして検討を行うこと。

研修生の受入れ等を実施すること。

- ⑥ 地域の産業界のニーズを踏まえつつ、官民の適切な役割分担の下、適切な職業訓練コースを設定すること。また、公共職業安定所等と連携し、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等における定員充足率の向上に努め、定員充足率が低調なものについては、訓練内容や訓練定員の見直し、訓練コースの廃止等の不断の見直しを行うこと。
- ⑦ 各都道府県労働局に設置される地域訓練協議会の枠組み等を活用して、都道府県や地域の労使団体、教育機関等の関係機関と十分に連携を図り、地域のニーズを踏まえた職業訓練の質の向上に努めること。
- ⑧ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第11条に基づき機構に設置される運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。
- ⑨ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、 国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。

【指標】

- 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とすること。
- 2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受 講者数を、25,000 人以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

5 障害者職業能力開発業務に関する事項

「働き方改革実行計画」を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活か し、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くこ とが当たり前の社会を目指していく必要がある中で、職業訓練を必要とする求 職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障 害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。

(2) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施に関する事項

機構が運営業務を行う障害者職業能力開発校に関しては、精神障害者や 発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(以下「特別支援 障害者」という。)に対して、個々の訓練生の障害の程度、態様等を十分 考慮し、弾力的な運営を図るほか、個々の訓練生に適した訓練内容を定め るなど、障害者の障害の特性に応じたよりきめ細かな配慮を加えた先導的 この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校(以下「機構営校」という。)のみならず、全ての職業能力開発校(障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校)等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(以下「特別支援障害者」という。)に対する職業訓練の水準向上を図る必要がある。

このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援 障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。 具体的には、以下を重点的に実施すること。

- (1) 福祉・教育・医療から雇用への流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図り、特別支援障害者を重点的に受け入れること。
- (2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。
- (3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。
- (4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構との連携を強化し、機構ホームページの改訂を含む広報戦略の抜本的な見直しにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。
- (5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。

【指標】

- 1 特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とすること。
- 2 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とすること。
- 3 指導技法等の提供に係る支援メニュー (「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」) の受講機関数を、500機関以上とする

な職業訓練を実施すること。

① 特別支援障害者に対する職業訓練の充実

福祉、教育、医療から雇用への流れを踏まえ、受講者の拡大を図る 観点から、関係機関との一層緊密な連携を図り、特別支援障害者を重 点的に受け入れること。

また、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を 念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施に努めること。こ のため、企業による採用や職場適応についてのノウハウが確立されて いない特別支援障害者について、雇入れ可能性のある企業の協力・連 携の下に、特注型の訓練メニューに基づく企業内訓練と就業継続のた めの技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練に取り組むこと。

また、経済・雇用失業情勢を踏まえつつ、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、第3期中期目標期間中において修了者等の就職率が80%以上となることに資するため、利用者ニーズや求人ニーズ動向等を踏まえたカリキュラムの見直し等による訓練内容の充実を図ること。

② 障害者に対する訓練技法等の開発・普及

ア 障害者に対する指導技法等の開発による先導的な職業訓練実施の 成果をもとに、特別支援障害者等に対する職業訓練内容、指導技法 等のマニュアル等を作成し、他の障害者職業能力開発校や、職業能 力開発校等に提供すること

イ 障害者職業能力開発校及び職業能力開発校での特別支援障害者等の受入れの促進に係る取組を強化するため、職業訓練指導員を対象とした長期の実務演習と当該校への訪問等による助言等により特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと等により、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献すること。

こと。

4 指導技法等の提供に係る「指導技法等体験プログラム」の受講機関に 対するアンケート調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨 の評価を、90%以上とすること。

(別紙3) 指標の設定及び水準の考え方

【関連指標】

指導技法等の提供に係る支援メニュー(①「職業訓練実践マニュアル」、②「専門訓練コース設置・運営サポート事業」)について、アンケート調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を 90%以上とすること。

【重要度:高】

「働き方改革実行計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、機構営校においては、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年) 法律第47号) に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。

(2) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、(職業訓練実施計画も踏まえて)機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うこと。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

機構本部の業務部門については、遅くとも平成 33 年度までに全て雇用促進 住宅の譲渡・廃止を完了することとされていることから、これに伴い当該業務 の担当部門の体制の縮小を図りつつ、一億総活躍社会の実現、働き方改革に対 応した業務の充実・強化など、業務量の変化に見合った効率的な実施体制とな るよう点検し、必要な見直しを行うこと。

地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。)については効率的な利用に努め、第4期中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。

業務経費(事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舎等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。)については、第4期中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度予算と比べて5%以上の額を節減すること。

人件費(退職手当、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。) については、第4期中期目標期間の各年度において、平成29年度予算と同額以下に抑制すること。

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のと おりとする。

- 1 機構の組織体制については、業務の効率的かつ効果的実施等の観点から以下のように見直すほか、適宜弾力的に見直すこと。
- ① 本部の管理部門については、旧雇用・能力開発機構との組織の統合時(平成23年10月)のスリム化(▲20名)に加え、更に統合後3年以内に▲19名以上のスリム化に取り組むこと。
- ② 本部の業務部門については、雇用促進住宅及び職業能力開発促進センター等の地方公共団体への譲渡等が進むことや高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置期間の経過とともに段階的に業務量の減少が見込まれる部門も見られることから、これらの部門を含め業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう業務運営体制を再構築すること。
- ③ 地方組織については、管理系システムの統合等に併せて、高齢・障害 者雇用支援センター、職業訓練支援センター等の管理事務処理体制の一 元化を図ること。
- ④ 地方施設(職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校を除く。)については、効率的・効果的な業務運営体制を構築するため、利用者のニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ幅広く検討し、第3期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が設置されている状況を可能な限り解消すること。
- 2 一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。)については効率的な利用に努め、第3期中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。

3 給与水準の適正化

職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。

4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

(1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に 実施すること。

(2) 一般競争入札等

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募 を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するこ と。

(3) 監査

また、業務経費(事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舎等業務、新規に追加される業務、拡充業務分等を除く。)については、第3期中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度予算と比べて5%以上の額を節減すること。

なお、上記目標の実現に当たっては、不要な支出の削減を図るため、無 駄削減・業務効率化に関する取組の人事評価への反映など自律的な取組の ための体制整備を行うとともに、徹底した冗費の削減を行うこと。

3 人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに 人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総 人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。

また、機構の給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国 民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な 理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速 やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するもの とすること。

4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うと ともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められ る資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。

6 インフラ長寿命化の推進

インフラ長寿命化基本計画(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、平成 32 年度までに個別施設毎のインフラ長寿命化計画を策定し、施設の効率的な維持管理を図ること。

7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については処分すること。

- ① 職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地については、平成25年度以降に売却し国庫納付すること。
- ② 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)に基づき、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後5年を目途に廃止等の措置を講じるとともに、国庫納付が可能な場合には、売却等の手続きを行い国庫納付すること。

6 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の導入

機構の基幹ネットワークシステムに係る保守・運用の委託業務については、公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号))に基づく民間競争入札を実施し、経費の節減に努めること。

7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、 その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

8 講習及び啓発事業の事業規模についての配慮

機構が行う障害者の雇用に関する講習の事業及び障害者の雇用について 事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発の事業については、障害者 雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報 奨金並びに障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の支給に支障をきた

第5章 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、 経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づ き、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理 を行うこと。

3 雇用促進住宅の廃止

現存する雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)等に基づき、現に入居者がいることを踏まえた上で、売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、遅くとも平成33年度までに全ての譲渡及び廃止を完了するとともに、譲渡により生じた収入については機構法等の規定に従い速やかに国庫納付すること。また、必要に応じて、災害等による被災者等に対する支援策として、可能な範囲内で雇用促進住宅を活用すること。

なお、譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努

さないように、その事業規模について配慮すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、 固定的経費の節減を図ること。
- 2 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化 に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算 による運営を行うこと。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の 発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。

- 3 障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴 う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律 に基づき、事業主から徴収しているものであることにかんがみ、適正にその 運用及び管理を行うこと。
- 4 暫定的に行う雇用促進住宅業務については下記に従い、譲渡等を推進すること。
 - (1) 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定) 等に基づき、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、総収益の 最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、雇用促進住 宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これ を可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも平成33年度までにす べての譲渡・廃止を完了すること。ただし、必要と認められる間、震災 による被災者等に対する支援策として、雇用促進住宅を活用することと

めること。

し、現に入居している者への配慮をしつつ、その適切な実施に留意すること。

- (2) 譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めること。
- (3) 譲渡が完了した雇用促進住宅については、国庫納付すること。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上 「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の 関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービ スの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機 構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地 方公共団体との更なる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性 向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、こ れらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に 実施すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項について は次のとおりとする。

1 ニーズの適確な把握等

サービスを希望する者が適切な時期に適切なサービスを受けられるようにするため、利用者の機会の均等・公平の観点から、ニーズの適確な把握、ニーズを踏まえた適正なサービスの提供を図るよう、事業の周知や関係機関への協力要請を積極的に実施するとともに、事業主団体、障害者団体等と情報交換を行うほか、機構の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。

2 利便性の向上

利用者に対するアンケート調査を積極的に実施し、その結果を業務改善につなげることにより、利用者の要望を踏まえた業務運営を行うこと。

高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報及び求職者や在職者等に対する職業訓練実施状況等に関する情報をホームページにおいて公表し、高年齢者等や障害者の雇用問題等に関する情報及び求職者や在職者等に対する職業訓練実施状況等に関する情報の効率的な活用と国民の理解の促進を図ること。また、給付金及び助成金の支給申請事業主等の利便性を図るため、支給要件、助成額、申請窓口等をホームページ等で公開すること。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。さらに、リスクの未然防止のため、機構内の縦割りを排除してリスク情報の共有化を徹底するとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応できるよう、各部署間の連携強化に努めること。

3 情報セキュリティの強化について

情報セキュリティ対策については、各種規程の整備、研修・教育の実施によるこれら規程の遵守の徹底に努めてきたところであるが、引き続きハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持するための適時・適切な研修を継続すること。

4 職員の適正な労働条件の確保について

職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意すること。

また、障害者雇用納付金の徴収及び調整金等の支給業務については、事業 主の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理シス テムの改定など、適正かつ効率的に実施すること。

3 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実等

適正な業務の推進に資するため業績評価を行い、業務運営に反映する。 さらに、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、設定 した目標の達成状況、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表すること。

4 内部統制の充実・強化

内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に 関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における 内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会 から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労 働省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考に更に充実・強化を図 ること。

5 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

5 既往の閣議決定等について

既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。

6 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。